

# 徳島ファミリー・サポート・センター 出張説明登録会を実施します

徳島ファミリー・サポート・センターでは、地域で子育ての支援をするために、

## ▼午前の部

【時間】午前11時～正午

【場所】こまつしま健祥会

（育児の援助を受けた人）と提供会員（育

## ▼午後の部

【時間】午後1時～午後4時

【場所】市総合福祉センター

1階エントランスホール

（横須町11番7号）

会員登録は無料です。登録を希望される方は、保護者の顔写真（3cm×3cmを2枚）と認印をご持参ください。

※すでに会員登録をされている方も、利用についてのご相談

がございましたらぜひお越しください。

※提供会員にはごなだでもなれ

ますが、24時間程度の講習会の受講が必要です。

◎市児童福祉課

（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX

32・3738

Mail:jidoufukushi@city.ko

matsushima-i-tokushima.jp



## 児童手当の現況届は6月30日までに！

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。そのため、現況届が未提出の方は6月以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めすることがありますのでご注意ください。

### 【現況届の提出】

現況届の用紙は、児童福祉課より対象者の方へ6月初旬までに郵送します。現況届の内容を確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、児童福祉課まで提出してください。

【提出期限】 6月30日(金)

### 【提出先・お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima-i-tokushima.jp



### 持参するもの

- ①現況届（必要事項を記入・確認してください）
- ②運転免許証など身元確認ができるもの
- ③印鑑（朱肉使用）
- ④受給者（申請者）が厚生年金保険に加入している場合は、受給者（申請者）の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
- ⑤受給者（申請者）と児童の住所が別の場合は、児童を含む世帯全員の住民票と児童のマイナンバーおよび別居監護申立書  
（※住民票がともに小松島市内の場合、住民票は不要です。）
- ⑥平成29年1月1日に小松島市に住民票がない受給者（申請者）および配偶者は、平成29年度所得課税証明書（平成28年分）

※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。